

花きセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

花きセンター条例施行規則の一部を改正する規則

花きセンター条例施行規則（平成元年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第2条 岩手県立花きセンター（以下「センター」という。）の休所日は、<u>岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 センターの開所時間は、<u>午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から正午までとする。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(休所日)</p> <p>第2条 岩手県立花きセンター（以下「センター」という。）の休所日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 センターの開所時間は、<u>午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。